

## 八尾市観光コンテンツ情報発信等業務仕様書

### 1. 業務名称

八尾市観光コンテンツ情報発信等業務

### 2. 実施目的

令和5年度に本市の地域資源を「いつでも・どこからでも」オンライン上で体験等ができるデジタル映像の開発を進め、本市の魅力を仮想的に体験できるオンライン観光コンテンツの整備、また、実際に体験できる体験型観光コンテンツを造成した。

本業務は、これらのコンテンツの周知及び認知度の向上、また、体験型観光コンテンツモニターツアー（以下「モニターツアー」という。）を実施し、課題や改善点等をフィードバックして体験型観光コンテンツが継続して実施可能となるようブラッシュアップを図り、本市の地域資源の魅力を国内外に発信し、本市に訪れる観光客等の関係人口の増加につなげることを目的とする。

### 3. 業務概要

本業務は、令和5年度オンライン観光コンテンツ整備業務成果物のオンラインサイト等の周知及び認知度の向上、モニターツアーの運営・広報、各コンテンツの直接の実施者（以下「事業実施者」という。）や関係団体等との連絡調整や必要な手続きの他、モニターツアーでの課題の抽出や、各コンテンツの改善点等をフィードバックして事業実施者が継続的に自走による実施が可能となるよう体験型観光コンテンツのブラッシュアップを図るための提案に係る業務一式とする。

また、企画提案の内容は以下の仕様に沿ったものとする。

#### (1) オンラインサイト等の周知、認知度向上

##### ①対象物

- ・オンラインサイト
- ・デジタルパンフレット（参照 URL <https://yattaraomroi-yao.jp/>）

#### (2) モニターツアーの実施・運営

令和5年度に造成した体験型観光コンテンツ（【仕様書別紙】体験型観光コンテンツ一覧表）をもとにモニターツアーを各々1回以上、実施すること。

さらに、令和5年度造成した体験型観光コンテンツ以外にコンテンツを2つ以上整備し、モニターツアーを各々1回以上、実施すること。

##### ①会場設営等

- ・モニターツアー実施に必要な資機材（テント、机、イス、発電機、消火器等）一式の各種手配や事務手続き、設置及び撤去を行うこと。
- ・事業実施者による体験型観光コンテンツでは、令和7年度以降の自走化を促すため、事業実施者において手配できる資機材等は事業実施者において手配させること。

## ②連絡調整

- ・運営に係るスケジュールを作成の上、関係者と共有し、誠実かつ円滑に本業務を実行すること。
- ・進捗状況については、本市及び事業実施者と随時情報を共有するとともに、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに本市及び事業実施者と調整すること。

## ③人員配置

モニターツアーの円滑な運営に必要なスタッフを適切に配置すること。

## ④アンケート調査の実施

モニターツアー実施後に、参加者及び事業実施者へアンケート調査を実施すること。

## ⑤受託者と事業実施者との契約関係

- ・受託者は、モニターツアーの実施にあたり、他の事業者により実施する場合は、後段の「5. 業務委託契約の条件に関する事項」の(4)に定める再委託の規定を遵守するとともに、事業実施者との間に必要な契約を交わすものとする。
- ・モニターツアー実施にかかる参加料については受託者が収受し、受託者が事業実施者にその全額を支払うこととし、受託者と事業実施者の間で必要な事項について書面契約を交わすこと。但し、事業実施者が責を負わないことによる損失等を事業実施者に負わせることのないようにすること。

## (3) 広報業務

オンラインサイト、デジタルパンフレットの周知及び認知度の向上、モニターツアーへの参加意欲を喚起するための周知効果の高い広報手法について、具体的に提案すること。

## (4) 実施体制

- ・適切かつ円滑に業務を実施するための実施体制を構築し、業務責任者を選任するとともに、本市との連絡調整を適宜適切に行うこと。
- ・アンケート結果を受けて、各コンテンツをブラッシュアップするための提案を行うこと。

## (5) 成果物の提出

- ・事業完了後は、モニターツアー内容や来場者数、アンケート結果、今後のモニターツアー改善案等をまとめた事業完了報告書をはじめ、下記(6)に定める書類を作成し、紙媒体1部、電子データ一式を本市に提出すること。

## (6) 提出書類等

- ・事業完了報告書
- ・写真、映像等履行状況が確認できるもの
- ・その他、本市が指示する関係書類

## (7) 留意事項

- ①本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託することについてあらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ②安全対策及び許可等の手続き等・モニターツアー実施時には十分な安全対策を講じ

ること。また、不測の事態に備え、必要な保険に加入するほか、緊急対応が可能な体制を整えること。なお、本業務に必要な許可等の手続きは受託者が行うこと。

### ③関係機関との打ち合わせ

- ・本業務を遂行するにあたっては本市及び実施事業者等と随時打ち合わせを行い、その記録は受託者が作成すること。なお、打ち合わせに係る費用等は受託者が負担すること。

### ④著作権の取扱い

- ・本業務の成果物に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果物の引渡しとともに、本市に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使につき発注者の承諾又は合意を得た場合については、この限りではない。
- ・成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任において処理するものとする。

### ⑤賠償責任

- ・自然災害等、本市の責に帰すことのできない事象などの不可抗力によりモニターツアーの運営が困難になった際、受託者又は事業実施者に損害が生じる場合においても、本市に対しその賠償を請求することができないものとする。
- ・受託者又は事業実施者がその責めに帰する事由により、モニターツアーの実施に関し、本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受託者の負担により賠償するものとする。
- ・納品後の成果物に契約不適合があることが判明した場合は、受託者は本市の指示により速やかに訂正しなければならない。

## 4. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 5. 業務委託契約の条件に関する事項

### (1) 委託料の支払い

業務の完了をもって委託料を支払うことを原則とする。但し、事業実施にあたり必要と認められる場合は、本市と受託者の協議により支払時期及び方法を決定する。委託料の支払い方法は受託者が希望する金融機関口座への振り込みによることを原則とする。

### (2) 費用分担等

- ・本市は、契約に基づく業務委託料以外の費用は負担しない。委託業務の実施により生じる損害等への弁償又は原状回復に必要な費用については、本市に責がある場合を除き受託者又は実施事業者が負担するものとする。
- ・本委託業務にかかる費用(参加料を除く)については、当該委託料で賄うこととし、事業実施者及び参加者から徴することは認められない。

### (3) 契約保証金

契約保証金は八尾市財務規則第 120 条第 1 項第 1 号に規定する金額とする。但し、八尾市財務規則第 122 条第 1 項第 3 号に該当する場合は契約保証金を免除する。

### (4) 業務の再委託

委託業務における企画、総合調整、業務進行管理については、受託者はこれを再委託することはできない。

受託者は、上記以外の業務の一部を再委託しようとする場合は、本市に事前に書面により再委託の承諾を得なければならない。但し、資料整理等の簡易な業務の再委託については、委託者の承諾は必要としない。

受託者は、業務を再委託に付する際は、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にするとともに、再委託の相手方に対する適切な指導、管理の下に業務を実施させる責を負う。

八尾市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 25 号）の各規定の適用については、再委託先においても受託者と同様とする。

## 6. 個人情報の取り扱い

- ・業務の履行に際し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護法の各条項の規定を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報保護の措置を講じること。再委託先についても同様とする。
- ・委託業務の履行のため入手した個人情報については、第三者への提供を禁止する。本契約終了後においても同様とする。
- ・委託業務の履行のため取得し、若しくは作成した個人情報が記録された文書等（電磁的記録を含む）は、契約期間中は厳重に保管し、契約終了後は速やかにこれを処分するものとする。
- ・個人情報を取り扱う従事者（再委託先を含む）は、管理者の許可なく個人情報が記録された文書等（電磁的記録を含む）の持ち出し、又は不当な目的に利用することは厳に禁止する。契約終了後も同様とする。
- ・個人情報を取り扱う従事者については、その氏名及び従事業務について、書面により本市に報告すること。

## 7. 情報公開への対応

受託者は、八尾市情報公開条例の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため必要な措置を講じなければならない。

## 8. 法令等の遵守

事業の運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

地方自治法、地方自治法施行令、労働基準法、労働安全衛生法、著作権法、個人情報

の保護に関する法律、八尾市情報公開条例、その他関連法規

## 9. 障がいのある人への合理的配慮の提供

受託者は、本業務が本市の事務又は事業を実施するものであるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」に基づき本市が定めた「八尾市における障がいを理由とする差別の解消に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

## 10. その他

- ① 業務開始後は、定期的に本市と打ち合わせを行い、受託業務全体の進捗状況について報告すること。
- ② 受託者は、受託内容に疑義が生じた場合は、速やかに本市に確認を行い、協議すること。
- ③ 情報システムを利用する場合は、八尾市情報セキュリティ規則及び八尾市情報セキュリティ対策基準について遵守すること。
- ④ その他、この仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議して決定及び処理するものとする。